

飲食店緊急応援支援金

に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症で特に大きな影響を受けている飲食店に対し、事業継続の一助としていただくため、**緊急的に支援金を給付**します。

詳細は、**申請の手引きをご確認**ください。

※ 申請の手引きは、旭川市公式ホームページで公開するほか、道の駅あさひかわ・旭川市役所第三庁舎・各支所等で配布します。

対象者

旭川市内で**店内飲食を行っている飲食店**を営み、**新北海道スタイル**の取組を実践している**法人及び個人事業者**

給付額

対象となる飲食店 **1店舗につき20万円**

申請期間

令和2年12月19日(土)～令和3年1月31日(日) ※当日消印有効

申請方法

原則郵送とするほか、窓口でも受付を行います。

<送付・提出先>

〒070-8004 旭川市神楽4条6丁目1-12 道の駅あさひかわ2階
旭川市 経済部 経済交流課 支援金担当

★ 提出書類は、申請書のほか、次の書類をお願いします。

- ① 飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し（全店舗分）
 - ② 通帳の写し ③（個人事業者のみ）運転免許証など本人確認書類の写し
- ※ 申請には申請者の押印（法人は代表者印）が必要です。

★ 次のとおり臨時申請窓口を開設します。

<場 所> 道の駅あさひかわ（旭川市神楽4条6丁目1-12）

<開 設 日> 令和2年 **12月19日(土)～22日(火)**

<受付時間> **9時から17時まで**

※ 来場時は、**上記提出書類と申請者の印鑑（法人は代表者印）**を持参願います。

※ 来場時は、**マスク着用、手指の消毒など感染防止対策**にご協力願います。

※ **12月22日までに申請書等を受領し、書類不備等ないものは、年内給付を予定**しています。

お問合せ

旭川市 経済部 経済交流課 支援金担当

電話 **0166-73-9850**

<市 HP/QR コード>

